江差町「新生活様式」対応支援助成金　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　事務室や会議室などの三密回避のための改修やエアコン等の設置については、助成対象になりますか？

Ａ１　江差町「新生活様式」対応支援助成金は、「もっぱら顧客の利用に供する空間または顧客向けのサービス」を対象とした事業が対象となります。事務室や会議室、打合せスペース等は、そこに来訪する顧客はいるとしても、基本的には職員・従業者が主として利用する空間と考えられますので、助成対象とはなりません。

Ｑ２　工場、作業場などの三密回避のための改修やエアコン等の設置については、助成対象になりますか？

Ａ２　江差町「新生活様式」対応支援助成金は、「もっぱら顧客の利用に供する空間または顧客向けのサービス」を対象とした事業が対象となります。工場や作業場は、もっぱら顧客の利用に供する空間ではありませんので、助成対象とはなりません。

Ｑ３　自宅のスペースで顧客への販売やサービス提供を行っているが、そのスペースの改修やエアコン等の設置については、助成対象になりますか？

Ａ３　自宅のスペースについては助成対象とはなりません。

Ｑ４　パソコンの購入は、新生活様式「新しい営業スタイル導入」事業（ソフト系事業）の助成対象になりますか？

Ａ４　新生活様式「新しい営業スタイル導入」事業（ソフト系事業）は、キャッシュレスシステム、テイクアウト・デリバリーへの業態転換や接触を減らすためのシステム導入などが対象となります。これらの取組を行うにあたって、必要となる場合に限り、パソコン等の機器導入（ソフトの購入を含む）も助成対象となりま

す。

Ｑ５　社会福祉法人や医療法人は対象となりますか？

Ａ５　助成金の交付の対象者は、令和２年４月１日において江差町内に事業所を有し、江差町内において事業活動を行っている中小企業者・小規模企業者です。

中小企業者・小規模企業者は中小企業基本法第２条第１項及び第５項に規定する中小企業者・小規模企業者を言い、法人については、会社法の法人及び税理士法人等の仕業法人が対象となります。したがって、社会福祉法人や医療法人については対象となりません。

また、同様に一般・公益財団法人、一般・公益社団法人、ＮＰＯ法人についても対象となりません。

Ｑ６　事業費に係る消費税は助成対象になるのか？

Ａ６　助成金については事業者の収入として消費税法上不課税（課税対象外）取引に該当し、確定申告の際に助成事業における仕入に課される消費税及び地方消費税額について、その控除税額の還付を受けることも可能となります。

この場合、実質的に二重交付となるため、この助成事業においては、仕入に課される「消費税及び地方消費税額」を含む助成事業において課される全ての「消費税及び地方消費税額」を助成対象外経費として扱うこととします。

ただし、江差町「新生活様式」対応支援助成金は消費税込みの事業費に対して、１０分の９又は１０分の７の割合での助成金となるよう、助成率を調整して制度設計をしています。

Ｑ７　申請書には助成率 99/100、77/100 と記載されているが、90/100、70/100 ではないのか？

Ａ７　Ａ６にあるとおり、江差町「新生活様式」対応支援助成金は消費税込みの事業費に対して、１０分の９又は１０分の７の割合

で助成金を交付する制度設計となっています。

申請書においては、消費税込みの事業費に 100/110 を乗じて簡便に消費税相当額を差し引いた助成対象事業費を算出した上で、助成率 99/100 又は 77/100 を乗じることにより、実質的に消費税込みの事業費に対して、１０分の９又は１０分の７の割合で助成金が算出されるようにしています。

Ｑ８　飲食店の厨房の排気設備（フード、ダクトなど）の取替は助成対象になりますか？

Ａ８　厨房は顧客の利用する空間ではありませんので、対象にはなりません。

Ｑ９　申請期間はいつまでか？

Ａ９　申請期間は令和２年１２月２９日までとなっていますが、申請の状況により短縮（または延長）する場合があります。申請順に交付決定手続きを行い、予算の上限額に達した時点で受付を終了することになりますので、ご留意ください。

Ｑ１０　助成上限額まで何度でも申請できるのか？

Ａ１０　新生活様式「顧客空間創造」事業（ハード系事業）と新生活様式「新たな営業スタイル導入」事業（ソフト系事業）のそれぞれで１回限りの申請となります。助成事業完了後に追加で申請することはできません。

[R2.9.14 追加]

Ｑ１１　扇風機、送風機、シーリングファン（天井扇）の購入、設置等は助成対象になりますか？なるとすれば、「三密」回避のための顧客空間の整備（助成率１０分の９）と快適な顧客空間の整備、省エネ・省スペースのための店舗改修（助成率１０分の７）のいずれに該当するか？

Ａ１１　扇風機、送風機、シーリングファン（天井扇）の購入、設置についても助成対象となります。これらは、室内の空気を撹拌・循環させ、空気清浄機や換気設備と併用することで空気清浄や換気の効果を高めることができますが、単独で空気清浄や換気を行うための機器とは認められませんので、快適な顧客空間の整備、省エネ・省スペースのための店舗改修（助成率１０分の７）の対象となります。

Ｑ１２　換気機能のあるエアコンの設置は、「三密」回避のための顧客空間の整備（助成率１０分の９）と快適な顧客空間の整備、省エネ・省スペースのための店舗改修（助成率１０分の７）のいずれに該当するか？？

Ａ１２　換気機能のあるエアコンも販売されていますが、本制度では、換気機能のある・なしに関わらず、快適な顧客空間の整備、省エネ・省スペースのための店舗改修（助成率１０分の７）の対象として取り扱います。

Ｑ１３　ふたの自動開閉、自動洗浄、手洗い器の自動水栓など接触回避のための機能を有するトイレへの改修については、「三密」回避のための顧客空間の整備（助成率１０分の９）と快適な顧客空間の整備、省エネ・省スペースのための店舗改修（助成率１０分の７）のいずれに該当するか？？

Ａ１３　トイレについては、様々な機能があり、接触の回避に該当する部分とそれ以外の部分を金額として区分するのは困難であるため、本制度では、トイレ及びトイレに付随する洗面所の改修については、快適な顧客空間の整備、省エネ・省スペースのための店舗改修（助成率１０分の７）の対象として取り扱います。ただし、換気設備及び人感センサー付きの照明をトイレに設置する経費については、事業メニューに記載しているとおり、「三密」回避のための顧客空間の整備（助成率１０分の９）の対象とします。